

第 3 回 （仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想 策 定 協 議 会 議 事 録

会 議	第3回（仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会	
日 時	平成 20 年 1 月 16 日（水）10:00～12:00	
場 所	小金井市市民会館（愛称「萌え木ホール」A会議室）	
次 第	1 開会 2 会長挨拶 3 議題 （1）（仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想（素案）について 資料 1 （2）基本構想の名称について…………… 資料 2 （3）パブリックコメントの実施について…………… 資料 3 （4）その他 4 閉会	
配付資料	資料 1	（仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想（素案）
	資料 2	基本構想の名称について
	資料 3	パブリックコメントの実施について
<p>審議内容：</p> <p>【1 開 会、2 会長挨拶】</p> <p>佐藤会長：おはようございます。</p> <p style="padding-left: 2em;">定刻になりましたので第3回（仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会を開催させていただきます。</p> <p style="padding-left: 2em;">少し時期がずれましたが、本年もよろしくお願いたします。</p> <p style="padding-left: 2em;">今回はこれまでの市民部会、事業者部会、意見交換会を踏まえ、事務局から基本構想の素案が提示されております。その素案を検討することが主な議題です。</p> <p style="padding-left: 2em;">まず、議題に入る前に本日の資料の確認をいたします。</p> <p style="padding-left: 2em;">（資料確認）</p> <p>【3 議題（1）小金井市の概況について】</p> <p>佐藤会長：それでは、時間も遅れているので、早速、本日の資料説明を事務局にお願いしたいと思います。</p> <p>事務局：（資料1に基づき概要を説明）</p> <p>佐藤会長：ありがとうございました。</p> <p style="padding-left: 2em;">これから、資料に関わる意見を頂戴いたします。</p>		

資料内容が多岐にわたることから、章を区切って意見を受け付けます。資料の第1章から第2章は定められている内容についての説明ですので省略することとし、第3章、第4章に関わる意見を最初に頂戴いたします。

第3章、第4章について何かご意見はありますか。

吉川委員：音声による確認ですので、不確かなのですが、確か4章の終わりの部分に歩車道の段差に係る記載がありました。これは、交差点部分のみについての記載なのでしょうか、それとも歩道の途中の部分についても適用される事なのでしょうか。確認したいと思います。

佐藤会長：それは第5章の終わりの部分の記載だと思いますが、段差であれば交差点部分についての記載です。段差については、視覚障害者の方と車いす利用者間で調整すべき課題が残されていると認識しています。

吉川委員：資料では歩車道の上に2cmの段差を設けることになっていますが、これは守って頂けるのでしょうか。新たに整備された箇所では、2cmが守られていない箇所があるように思います。また、工事中はこの段差ブロックが長期間取り外され、交差点部分を認識し難い状況となりますが、これらの対応はどうなっているのでしょうか。

佐藤会長：歩道と車道との段差は2cm確保することが基本となっています。しかし、いくつかの異なる提案がなされていることも事実です。この問題は、来年度以降の特定事業計画を策定する過程で、当事者間で調整して対応する問題と考えますが、事務局としての意見はどうでしょうか。

事務局：段差については、種々の障害を持つ人の中で議論があることは認識しています。来年度以降の事業化に向けた議論の段階で、再検討したいと考えております。

佐藤会長：都道管理者としてはどのように考えておられますか。

小林委員：基本的には段差2cmを守って整備しています。しかし、現実には整備箇所毎に車いす使用者の意見も聴取して整備を実施しています。

佐藤会長：他にご意見はございませんでしょうか。

渡邊委員：20頁には上位計画との調整とあるが、上位計画の中にまちづくり条例が抜けていると思います。まちづくり条例では、テーマ型まちづくりを規定しており、これと本計画との関連はあるのでしょうか。

事務局：まちづくり条例の中では、地区まちづくりとテーマ型まちづくりを規定しており、テーマ型の類型としては環境、福祉等が想定されています。このような規定に沿った要

請が住民からなされた場合は協議することになります。しかし、本計画はこの条例とは関係がない事項です。また、条例にもとづくテーマ型まちづくりの場合は、これに関連する上位計画や下位の計画というものは想定されず、本計画と異なる内容がテーマ型まちづくりとして要請された場合は、協議することになります。なお、本計画に関わる委員会は計画策定後には解散することになりますが、条例に基づくまちづくり委員会であれば、継続的な協議が可能となります。

佐藤会長：その他にご意見はございませんでしょうか。

渡邊委員：資料に示されているように、障害者による都立小金井公園の利用率が高いことは理解しましたが、重点整備地区は鉄道駅中心の1地区で良いのではないのでしょうか。また、重点整備地区は、本日の会議で決定するのでしょうか。再度重点整備地区設定の考え方を説明して頂きたいと思います。小金井市は大きな市域面積を抱える市ではないので、重点整備地区とその他の地域を区別しなくても良いのではないかとというのが私の持論です。広域的ネットワーク経路という小金井市独自の内容が計画に盛り込まれている点は喜ばしいことですが、整備時期等において重点整備地区とその他地区の整備を区別するのは如何なものかと考えます。重点整備地区以外の残りの部分も重点整備地区と同時並行的に整備できないのでしょうか。

事務局：旧法では特定旅客施設を中心として重点整備地区を定めていたが、新法ではこれに拘らないこととなりました。そこで今回は新法を活用し、アンケート結果を踏まえて小金井公園を中心とした地区も重点整備地区に設定いたしました。基本構想の中では、重点整備地区以外の地区についても第6章の3において、他地区への展開として記載しています。

渡邊委員：基本構想に記載されている整備時期等を考えると重点整備地区以外の地区の整備が後回しになることになることは事実だと思います。また、第6章の他地区への展開部分の内容をもっと充実できないのでしょうか。

佐藤会長：重点整備地区における整備を優先して実施しなければならないとの考えは同じであると理解します。ただし、今の意見のように逆な言い方をされると返答に困窮する部分もあります。重点整備地区以外の地区の整備については、一般常識の範囲内で進められるところは進める、また、住民と行政との信頼関係の中で順次進められる、そういうものであると考えています。

上野委員：小金井公園を中心とする重点整備地区の中には、桜町病院や障害者福祉センター等があり、これらを利用する障害者の数は非常に多いと考えられ、この地区を重点整備地区とするのは妥当と考えます。

佐藤会長：上野委員のご意見は公園地区を設定することは非常に重要であるということ

示唆していると考えます。また、基本構想は、本日の会議で内容を全て決定するのではなく、今後、パブリックコメントを踏まえて再度見直すこととなります。さらに、残されている市民部会や事業者部会等を経て成案とする予定です。今の段階では、第3章、第4章の内容は、これでよいということで先に進めさせていただきます。

それでは、第5章について何かご意見はございませんでしょうか。

上野委員：47 頁に武蔵小金井駅と東小金井駅の券売機に関わる記載があり、この対応が長期となっていますが、短期へ前倒しできないのでしょうか。前回の意見交換会で郵便局での事例の話が出たので、早速訪問してみました。郵便局の機械は使い易く、また、札や硬貨入れの上に鏡が設置されており、入金状況等が確認できる仕組みとなっていました。券売機の全てを一気に改良して欲しいというのではなく、このような券売機を1台だけでも設置して頂きたいと思います。

佐藤会長：J R 東日本の前川委員が欠席されているため、回答は保留し、事務局から前川委員にお伝えして頂くこととします。

その他のご意見はございませんでしょうか。

渡邊委員：文章表現ですが、83 頁の下段の「見込みがない施設について“も”と「も」が入っているので、30 頁中段の文章でも見込みがない施設について「も」と「も」を入れてはどうでしょうか。

また、私が要望してきたことが30 頁に広域的ネットワーク経路として盛り込まれていますが、これまでこの場で主張してきたことの整理が僅かにこれだけの記載なのかという感があります。

先ほどの吉川委員のお話ですが、東八道路と新小金井街道との交差点部分の整備が完了し、その交差点の歩道と車道の段差はありません。これは府中市の計画で段差を無段差とするということが盛り込まれていることの結果と理解しています。視覚障害者の方に、この交差点に行って頂き、この整備の状況で本当に困るかどうか検証して頂きたいと思います。計画で2 cmとしても、施工後に3 cmとなることは希ではなく、3 cmの段差では車いす利用者にとっては大きなバリアとなります。

前回、生活関連施設として図書館が漏れていることを指摘し、今回、盛り込まれていることについて、お礼を申し上げます。なお、44 頁で課題と指摘している西武鉄道の新小金井駅へのエレベーターの設置は困難と考えますが、よろしくお願ひしたいと考えております。

上野委員：57 頁以降に多くでてくる「だれでもトイレ」という表現は全部削除して頂きたいと思います。この名称のために、本当に必要とする人以外の利用が増え、必要とする人の利用が妨げられています。また、利用方法を間違えている人もおり、中からドアの閉鎖ボタンを押して出てくる人がおり、この場合、外からドアの開放ボタンを押しても開かず、係の人の手を煩わすこととなります。

佐藤会長：個人的意見ではありますが、日本のバリアフリー整備もようやく今のような意見が出るレベルにまで達したのかという感があります。以前は、障害者トイレ整備も殆どなされておらず、また整備されていたとしても裏通路の使い難い場所にしか設置されていませんでした。今の意見は、トイレに関わるバリアフリー対応をさらにワンステップ向上させるための意見であり、今後、本計画を成案とする段階で、再検討すべき事項と考えます。

事務局として何か意見はありますか。

事務局：「だれでもトイレ」は都の条例に記載されている用語であるため、検討したいと思います。

渡邊委員：都の「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」ではトイレの設置基準が示されています。佐藤会長がおっしゃるとおり、以前の障害者用トイレは汚く、裏に押しやられていた存在でありました。また、日赤の障害者用トイレも、中にあったベビー用ベッドを撤去し、障害者だけのトイレに改善されたこともあります。障害者が、肝心の時に使用できない障害者用トイレも出てきている状況にあるのが現状と理解しています。

公共施設のバリアフリー化は優先的に対応するのが基本と考えます。現在会議を開催しているこの市民会館は生活関連施設として掲載されていません。この施設は重点整備地区の外側なのでしょう。また、緑センターや公民館の分館も生活関連施設から漏れていると考えています。

50 頁以降の特定事業に関わる部分が長いですが、基本構想としては参考扱いなのではないでしょうか。

市街地再開発事業で整備される建築物に関わる記載も漏れていると考えます。

56 頁の栗山公園の中にはトイレに関する記載がないが、どうなっているのでしょうか。健康センターも漏れているがどうなっているのでしょうか。

建築物が最終的に 15 箇所しか盛り込まれていないのが残念です。重点整備地区内の公共施設は全てバリアフリー対応が望ましいと考えます。

佐藤会長：市有施設におけるバリアフリー対応、市街地再開発事業で整備される建築物でのバリアフリー対応、さらに特定事業に関わる意見でしたが、事務局の考え方をお示し下さい。

事務局：市有施設の全てにおいてバリアフリー対応を実施することは基本的な考え方として保持しています。財政の許す範囲内で順次対応していきたいと考えております。また、市街地再開発事業による建築物については、新規の建築物であるため、法律における規制の枠組みの中で対応されるものと理解しています。

荒井委員：新たに整備する全ての公共施設においては、緊急情報を知らせる電光掲示板の設置等情報保障を確立して頂きたいと思います。この対応は、短期対応でお願いしたい

と思います。

佐藤会長：災害時や緊急時の対応として、もっともな意見と考えます。

松永委員：市では現在地域防災計画の改定中であり、公共施設における緊急対応もこの検討結果を待ちたいと考えています。

陰山委員：本日の資料でパブリックコメントを実施するのであれば、修正して頂きたい点があります。63 頁の新小金井駅の枠組みとして掲載されている「緊急停止ボタンを設置します」という記載は、このままでは誤解を招きます。この緊急停止ボタンは駅に設置するものではなく、最寄りの踏切に設置するものであるため、修正頂きたいと思います。同様にベンチの設置も、現在設置されていないと誤解される恐れがあるため、増設と表現を変更して頂きたいと思います。また、実施方針の文章の最後の「また」以降の文章は、他事業者表現とあわせ削除してください。

佐藤会長：事務局はいかがでしょうか。

事務局：ご指摘のと通りの対応を行います。

渡邊委員：第1章と第2章についての意見は求められなかったもので、ここで発言したいと思います。18 頁に掲載されている小金井市所有の中で、東小金井のマロンホールが漏れています。また、24 番の二枚橋老人福祉センターは廃止されているので削除して下さい。

再度の要望ですが、第6章の各記述が数行で終わっているのは納得できないので、充実して頂きたいと思います。また、新法対応では路外駐車場が追加されましたが、この基本構想の中には出ておりません。路外駐車場は、駐車面積が 500 m²以上のものを対象としていそうですが、市に問い合わせたところ市内にはこの規模に該当するものが4箇所あるとの返答でした。

事務局：ご指摘のように市内には規模要件を満足する届け出駐車場が4箇所あり、重点整備地区内では長崎屋の駐車場が該当します。基本構想に盛り込まなかったのは、アンケート調査でよく利用する施設としての指摘がなかったためです。

佐藤会長：第6章の3はその題が「他地区への展開」となっていますが、内容としては市全域への展開という内容と理解します。また、第6章の内容については更に内容を充実すべきものと考えます。この委員会が継続するかどうかは不明ですが、実施方針を踏まえた特定事業計画を策定する中で、内容の充実を図っていく必要があると考えます。

渡邊委員：そのようにお願いしたいと思います。

佐藤会長：心のバリアフリー等についても、内容の更なる充実が必要と考えます。

渡邊委員：第6章に関連して、スリッパの問題も忘れてはならないと思います。ほとんどの病院において、スリッパへの履き替えが求められています。体育館も同様です。足の不自由な者にとっては対応できません。また、障害者の中でも車で移動する者が増加しており、これらの対応も考慮して頂きたいと思います。また、トイレに関わる対応も同じです。

佐藤会長：第6章の内容については、委員の皆様の意見を含めたパブリックコメントによる意見を踏まえて充実させることにしたいと考えています。

【3 議題（2）基本構想の名称について】

佐藤会長：時間の都合もあるので、次の基本構想の名称の議題に移りたいと思います。基本構想の名称については、市の計画に対する姿勢が問われる事項であると考えられるため、次回までの宿題として、次回に重点的に議論したいと思います。

渡邊委員：資料では色々の名称が例示されているが、いっそのこと「小金井市バリアフリー計画」とすることも一案と考えます。

佐藤会長：今の渡邊委員の案も念頭に置きつつ各委員で考えて頂きたいと思います。なお、事務局としても考えてください。

【3. 議題（3）パブリックコメントの実施について】

佐藤会長：それでは次のパブリックコメントの実施について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料3に基づき説明）

佐藤会長：何かご質問等がありますでしょうか。

渡邊委員：パブリックコメントについては個別に回答を行うのでしょうか。

佐藤会長：個別回答は実施せず、各意見について一括回答の形式をとるのが通常です。

渡邊委員：パブリックコメントの意見と各委員の意見とはどちらを尊重するのでしょうか。

事務局：委員の方については、パブリックコメントの機会に限らず、随時意見等を提出して頂きたいと考えております。

【3 議題（4）その他】

佐藤会長：その他について事務局からありますか。

事務局：特にございません。

【4. 閉会】

佐藤会長：長時間、大変お疲れ様でした。以上で第3回協議会を終了させていただきます。

以 上

開催風景



第3回（仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会 出席者名簿

区分	所属・役職	委員氏名 (敬称略)	備考	出欠
市民	公募市民	長島 瑠美		出席
	公募市民	森屋 佳子		出席
	公募市民	渡邊 俊雄		出席
学識経験者	日本女子大学家政学部住居学科 准教授	佐藤 克志	会長	出席
	日本大学理工学部社会交通工学科 助手	江守 央	副会長	出席
鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 担当課長	前川 幸子		欠席
	西武鉄道株式会社 課長	陰山 健司		出席
バス事業者	京王電鉄バス株式会社 課長	玉野 利章	バス事業者代表	出席
	西武バス株式会社 係長	土谷 隆	オブザーバー参加	出席
	小田急バス株式会社 課長	清水 隆治	オブザーバー参加 前任:榎本 治彦	欠席
	関東バス株式会社 部長	上田 廣	オブザーバー参加 前任:堀切 基文	欠席
商工関係者	小金井市商工会 理事	嶋下 敏明		欠席
建築物所有者	小金井市総務部長	松永 明		出席
高齢者団体	小金井市悠友クラブ連合会	井口 昌治		出席
障害者団体	小金井市身体障害者福祉協会	上野 暢		出席
	小金井市視力障害者の会	吉川 正子		出席
	小金井市聴覚障害者協会	荒井 康善		出席
	小金井市手をつなぐ親の会	山岸 房子		出席
	小金井市精神障害者地域生活支援センターそら	伊藤 奈保子		出席
公園管理者	東京都西部公園緑地事務所管理課長	無山 高好		出席
	小金井市環境部長	深澤 義信		欠席
道路管理者	東京都北多摩南部建設事務所管理課長	小林 春寿		出席
	小金井市都市整備部長	大矢 光雄	行政関係者を兼任	代理
交通管理者	警視庁小金井警察署交通課長	小山 二郎		出席
行政関係者	国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政・情報課長	山中 克己		出席
	国土交通省関東運輸局東京運輸支局主席運輸企画専門官	井端 直行		欠席
	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長	福田 至		欠席
	東京都建設局道路管理部安全施設課長	伊佐 賢一	オブザーバー参加	代理
	小金井市企画財政部長	工藤 章男		代理
	小金井市都市整備部長	(前述)	道路管理者を兼任	—

事務局:小金井市都市整備部まちづくり推進 大関課長,関根課長補佐,田嶋主事,外山主事

事務局補助:八千代エンジニアリング株式会社 阿部,別府,島,宮下